三　確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ　過去に学資支給金の支給に係る認定を受けたことがある者（ロ⑴又は⑵に掲げる者を除く。）

ロ　高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日（次の⑴又は⑵に掲げる者にあっては、それぞれ⑴又は⑵に定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

⑴　第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この号及び第三項第一号において「編入学等」という。）をした者であって、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの　編入学等の前に在学していた確認大学等に入学した日

⑵　確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であって、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの　確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

ハ　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

［号を加える］

ニ　認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者（機構確認者を除く。）

ホ　認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

ヘ　学校教育法施行規則第百五十条第六号又は同令第百八十三条第二号に該当する者であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

ト　学校教育法施行規則第百五十条第七号又は同令第百八十三条第三号に該当する者であって、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

チ　確認大学等における学業成績が別表の上欄に定める廃止の区分に該当する者

2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる選考対象者にあっては、次のいずれかの基準（認定試験合格者等のうち機構確認者については、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ　高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること又は認定試験合格者等であること。

ロ　将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

2　前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。